

令和 7 年度 滋賀地方最低賃金審議会

第 1 回滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

開 催 日 時	令和 7 年 9 月 2 5 日（木） 9 時 29 分 ～ 12 時 05 分			
開 催 場 所	滋賀労働局 共用会議室			
出 席 状 況	公益代表委員 出席 3 人 （定数 3 人） 労働者代表委員 出席 3 人 （定数 3 人） 使用者代表委員 出席 3 人 （定数 3 人） 事務局 3 人			
出 席 者	公益代表委員 伊藤 慧 堀田直美 松田有加 労働者代表委員 大江彰宏 齋藤慎司 平塚雄二 使用者代表委員 池田 健 小西哲也 田中秀康 事務局 青木労働基準部長 足立賃金室長 田原労働基準監督官			
主 要 議 題	・ 部会長及び部会長代理の選出について ・ 専門部会審議日程について ・ 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について（金額審議）			
議 事 録	別紙のとおり			

○足立室長

それでは、ただ今から、「令和7年度 第1回 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告します。

公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名全員のご出席をいただいています。

したがいまして、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

また、本日は第1回の専門部会ですので、部会長が決まるまでの間は、事務局が議事進行をさせていただきます。

まず、4月の人事異動で事務局メンバーが変わっておりますので、紹介いたします。

労働基準部長の青木です。〔起立して礼〕

田原労働基準監督官です。〔起立して礼〕

次に滋賀労働局労働基準部長の青木からご挨拶申し上げます。

○青木部長

本日は、ご多忙のところ特定（産業別）最低賃金専門部会にご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。また、日頃から公労使委員の皆様方には、県最賃、産別最低賃金専門部会の委員として、格別のご尽力とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

おかげさまをもちまして、本年10月5日より、滋賀県最低賃金を1,080円に引き上げる旨、9月5日に官報公示いたしました。引上げ額、引き上げ率とも過去最大となったところです。滋賀労働局としては、この地域別最低賃金の周知・広報として、各市町の広報誌への記事掲載依頼、地元ケーブルテレビや地域コミュニティFMなどの放送メディアを用いた広報、Web広告の掲載、関係機関へのポスター・リーフレットの配布、また、10月2日には連合滋賀様と合同で街頭周知活動を行うなど様々な周知・広報の取組を予定しているところで、今後も、労働局、労働基準監督署、ハローワークが一体となって周知・広報に努めてまいります。

さて、特定（産業別）最低賃金につきましては、6業種について、改正決定の申し出をいただき、その内、最低賃金審議会で「改正決定の必要性あり」と答申のあった4業種についてご審議いただくこととなりました。

特定（産業別）最低賃金は、ご承知のとおり、関係労使のイニシアティブによって設定されるものであり、労働局といたしましてもその産業の基幹労働者の労働条件にかかわる重要なものであり、また、労使の協議の補完といった面も有しているといったことから、非常に重要な制度であると認識しております。

本日から審議をいただく「精密・電気機械器具製造業最低賃金」は改正される地域別最低賃金が発効すれば、地賃に埋没することとなりますので、地賃を上回る額での改正に向け、産業の景況等を踏まえつつ、丁寧かつ真摯な審議をお願いいたします。

委員の皆様方には、大変ご苦勞をおかけいたしますが、関係労使のイニシアティブにより「全会一致」による改正決定となるよう、よろしくお願いします。

以上、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○足立室長

それでは、議題（１）「部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

最低賃金法第２５条第４項で準用される同法第２４条で「部会長及び部会長代理
公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」と規定されております。７月に開
催しました公益委員会議で本部会の部会長には松田委員を、部会長代理は堀田委員
を推挙することとなりました。

皆さま、いかがでしょうか。

〔異議なしの声。〕

それでは、部会長は松田委員に、部会長代理に堀田委員にお願いすることといた
します。

それでは以後の進行は、松田委員にお願いいたします。

○松田部会長

おはようございます。

本部会の議事進行を務めます部会長の松田です。よろしくお願いいたします。

それではまず初めに、本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

○田原監督官

それでは、本日の資料についてご説明申し上げます。

それでは、資料のNo. 4以降について、説明させていただきます。

資料No. 4、11 ページは、「滋賀県最低賃金及び特定（産業別）最低賃金改正状況」
で、令和３年度以降の最低賃金額、引上額、引上率等を一覧表にしたものとなって

おり、本年 10 月 5 日発効の滋賀県最賃 1,080 円までを入力したのになります。

資料№. 5、13 ページは今年度の特定（産業別）最低賃金改正の申出状況となっております。

今年度、労働者側から 6 業種について改正の申出があり、事務局でその申出内容を確認したうえで、審議会にその必要性を諮問し、8 月 26 日の第 4 回本審において 4 業種について、改正の必要性ありの答申を頂き、改正決定の諮問をいたしました。本部会においてはこのうち精密・電気機械器具製造業最低賃金について、委員の皆様方に金額審議をしていただくこととなります。

資料№. 6、27 ページは、令和 7 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表となっております。

資料№. 7、29 ページは、令和 7 年賃金改定状況調査結果の第 4 表となっております。

資料№. 8、33 ページは、大津財務事務所が公表しています令和 7 年 7 月判断の「滋賀県内経済情勢報告」となっております。総括判断として「緩やかに持ち直している」と判断されております。

資料№. 9 37 ページは令和 7 年 6 月速報として公表された滋賀県鉱工業指数となっております。生産指数、出荷指数は「2 か月連続の上昇」、在庫指数は 2 か月連続の低下とされています。

資料№. 10、51 ページは、「滋賀県景況調査結果報告書 令和 7 年度第 1 四半期」となっております。この調査は、滋賀県が県内の景気動向を把握するために四半期ごとに実施している調査であり、最新の調査結果となっております。結果の概要について、今期の県内企業の景況は、業況 DI は前期と比べて 0.5 ポイントの悪化であり、来期については、マイナス幅が拡大する見通しとされています。

資料№. 11 は、令和 7 年 7 月分の雇用失業情勢となっております。7 月の受理地別の有効求人倍率は、1.06 倍であり、就業地別の有効求人倍率は 1.34 倍となっております。

○松田部会長

ただ今の説明に対して、ご質問等ないでしょうか。

(質問等なし。)

特になければ、議題（２）「専門部会審議日程について」に入ります。事務局から説明してください。

○足立室長

お手元の資料№.3、9ページをご覧ください。

本専門部会は第1回が本日、第2回が10月6日（月）9時30分から労働局会議室で、第3回は10月24日（金）9時30分から労働局会議室で開催いたします。

日程の決定に際しましては、事前に委員の皆さまから提出していただいた「日程表」を基に専門部会の定足数3分の2以上の出席を満たし、かつ部会長が出席できる日で、できるだけ多くの委員が出席できる日を選択いたしました。特に第3回専門部会は、労使委員全員が出席できる日で設定しています。

また、第5回本審で答申をいただく予定としており、10月29日（水）午前10時からとなっております。

今後、急用等で専門部会を【欠席】せざるを得ない事態が生じましたら、わかり次第、事務局までメール又は電話でご連絡いただくとともに、労・使の委員の皆様におかれましては、推薦母体にも併せてご連絡のほど、よろしくお願いします。

また、交通事情等により、開催時刻に間に合わない場合も事務局まで電話でご連絡ください。

欠席者の人数によっては、部会開催の定足数を下回るような場合も考えられます

ので、よろしくお願いいたします。

また、事務局から場所の変更等があれば委員の皆様へメールでその都度お知らせいたしますので、事務局からのメールチェックについても、よろしくお願いいたします。

以上です。

○松田部会長

ただ今の説明に対して、ご質問等ないでしょうか。

(質問等なし)

特になければ、議題の「滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

この専門部会は、今日を含めて3回、開催が予定されています。

特定（産業別）最低賃金は、「労使のイニシアティブにより設定されるもの」との原則に基づき、今年度の審議においても、合意形成に向けて、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

本日の専門部会は、最低賃金改正の実質的な審議を行う最初の会議のため、労・使双方から基本的な“考え方”や“ご意見”などをお伺いして、その後、個別協議に入り、金額の提示をお願いしたいと思います。

それでは、まず、労働者側からお願いします。

○大江委員

特定（産業別）最低賃金は、「公正な賃金決定の促進による労働条件の向上」を目的とし、「労使交渉の補完・代替」機能を持っています。また、賃金の不当な切り下げ・製品の買い叩きを防止するなど、「事業の公正競争の確保」によりサプライチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割を担って

いることを、冒頭に確認しておきたいと思います。

また、この精密・電気部会の当該産業は、高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化の実現に貢献していくことが求められており、産業としてのさらなる発展も期待されているところです。産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、法定電気最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要であると考えています。

このように経済成長・社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待される精密・電気産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、法定精密・電気最低賃金の金額改正の取り組みが重要であることを改めて確認しておきたいと思います。

冒頭に述べたように、特定（産業別）最低賃金は、都道府県内のすべての労働者に適用されるセーフティーネットである地域別最低賃金とは異なり、18歳未満、65歳以上は除外され、主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除くなど年齢や業務を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金であります。従って、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠であります。

また、正規雇用労働者と非正規雇用で働く労働者、更には男女間の不合理な待遇差の解消を目指し、パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法が改正・施行されているという状況もあります。同一価値労働同一賃金の観点から賃金格差是正を図るため、特定最低賃金の水準を企業内最低賃金協定の水準に引き上げることで、産業全体の賃金の底上げを図ることができるものです。

精密・電気産業は滋賀県内における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較してウェイトが高く、滋賀県経済における重要な役割を担っているところです。

支払い能力という言葉をよく使用されますが、精密・電気産業は大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造になっており、事業の公正競争確保をはかる

うえでも、法定電機最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠であると考えています。

日本電機工業会、電子情報技術産業協会、情報通信ネットワーク産業協会は、「適正取引の推進とパートナーとの価格協創に向けた自主行動計画」をそれぞれ策定しており、その中では、商品の機能的価値や品質に加え、「材料費、光熟費の物価変動、適切な労務費用及び適切な配送費用を反映した取引価格の形成、十分な協議による合意が必要」とされております。

また、経団連会長、日商会頭、連合会長及び関係大臣をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが創設され、9月19日現在で78,220社が登録しているところです。この宣言の中にも、「不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定しますと書かれており、適切な人件費の上昇は取引先との価格変更交渉の対象となることを宣言されている企業も多い状況にあります。

この「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」においては、価格交渉における労務費上昇の理由の説明や根拠資料として「最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など」をあげており、国として賃上げ原資を確保できる取引環境の整備も進めているところです。

特に特定最低賃金は公的な賃金の決定方法であり、少なくともパートナーシップ構築宣言を行っている企業との取引については、十分協議できるものであり、支払い能力とは一線を画するものと考えています。

日本経済は、2024年度の名目成長率が3.7%、物価変動の影響を取り除いた実質成長率が0.8%となるなど継続して緩やかな回復傾向にあります。また、物

価は継続して上昇しており、2025年5月の消費者物価指数は、総合で3.5%、持家の帰属家賃を除く総合で4.0%、基礎的支出項目で5.9%の上昇となっています。生産・雇用情勢は、政府は「月例経済報告」において、「鉱工業生産は、横ばいとなっている。業種別にみると電子部品・デバイスはこのところ持ち直しの動きがみられる。」、「雇用情勢は、改善の動きがみられる。人手不足感が高い水準となっている。」とされています。

精密・電気産業は高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化の実現への貢献や少子高齢化が加速し人材不足が深刻化する中、DXやAIなどの新しい技術を活用したサービスの効率的な提供が求められるなど、産業としての更なる発展も期待されている。産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、法定精密・電気最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要であると考えます。

このような認識の上で、滋賀県における精密電気法定電機最低賃金は、「自動車」や「一般機械」など他の金属産業の最低賃金と比較して低い実態にあり、早急な改善が必要と考えております。

電機連合の2025年闘争においては、昨年以上の回答がなされる企業も多く、労使が一致団結して、賃上げを行っているところです。また、産業別最低賃金を高卒初任給の水準に準拠することを労使共通認識として大幅に引き上げを行っている状況にあります。これらの結果や今回申し出た組織の賃金水準を準拠指数としつつ、組織労働者の賃金水準など賃金実態を踏まえた適切な水準への改善が必要であると考えております。

加えて、特定最低賃金は当該産業の基幹的労働者の入口賃金であることから、精密・電気産業の持続的な発展に向けた人材確保および「精密・電気産業で働く」ことの安心感醸成の観点からもふさわしい賃金水準の確保が重要であります。

円安、物価上昇は、企業のみならず、多くの労働者の日常生活を直撃しているところです。

労働者を置き去りにせず、不安定な情勢下においても、安心して働き生活するためには、その産業にふさわしい水準改善が欠かせないと考えております。また、今後、経済を回していくためにも、賃金の引き上げは非常に重要であると認識しているところであります。

特定産業別最低賃金は労使交渉の補完であるという意味からすると、2025年闘争における結果などの流れを、この滋賀県精密電気最低賃金へ波及できる金額決定を望むところであります。

○松田部会長

次に使用者側お願いします。

○池田委員

特賃専門部会に臨むにあたって、使用者側の考え方を述べます。

本年度は、地域別最低賃金が63円、6.19%という大幅な引上げとなりました。3%以上の引き上げを始めた平成28年度からの10年間で累計316円、41.4%の大幅な引上げとなっています。

地賃が大幅に引き上げられるなか、特定（産業別）最低賃金との差は急激に縮小してきています。

法定3要素を産業別の観点でよく検討し、特賃が地賃に埋没するなら、特賃はその役割を終えたということになります。その時期が近付きつつあると考えています。

また、各企業は、特定の産業だけでなく、複数の産業にまたがって事業を行っている場合もあり、産業別の括りで最低賃金を定めるのは適切でない場合があることも理解してもらいたいと思います。

特賃は、過去は存在意義があったと思いますが、すでに特賃が必要な合理的な理由がなくなりつつあると考えています。

今年の地賃・特賃についての考えですが、本年度の地賃、63円（6.19%）引上げ、

1,080 円は、消費者物価、一般の賃上げ、支払い能力の 3 つの観点から考えて、引上げ額・率とも非常に高い水準だったと考えています。

特定（産業別）最低賃金の適正な引上げ額・率がどの水準であるか、地賃の目安に引っ張られることなく、最低賃金法に定める 3 つの要素を踏まえ、根拠を明確にして議論したいと思います。

全国の地賃の改定状況に目を向けると、今年は全国加重平均 66 円、6.26%の引上げとなりました。

目安を超える引上げとなったのは 39 道府県で、一見 滋賀県の引上げは低いように見えますが、実は発効日を 11 月以降としたところが 27 府県あり、現実には滋賀県の引上げ額は低くありません。むしろ高い部類に入ります。

使用者側は、労働者側の立場でも考え、ことさらに発効日の後ろ倒しを主張することはしませんでした。使用者側が自らの利益だけでなく、労働者側の利益も含めて、適正な水準を真摯に考える姿勢をとっていることを、委員の皆さんにはご理解いただきたいと考えております。

○松田部会長

ただ今、労使双方から基本的な考え方が表明されました。

これらに関して、その他にご意見等はございませんか。

〔意見なし〕

ないようでしたら、これから具体的な金額審議に入りますが、例年どおり専門部会を休会として、労働者側・使用者側と個別に公益側と協議を進めるという形で、よろしいでしょうか。

〔はい〕 の声。

それでは、今年度もそのように進めてまいります。

では、例年どおり労働者側から先に協議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○労働者代表委員

〔はい〕 の声。

○松田部会長

それでは、まず、労働者側と公益側で個別協議し、次に使用者側と公益側で個別協議をいたします。

労働者側は、検討の時間にどれくらい必要でしょうか。

○労働者代表委員

15 分いただけますでしょうか。

○松田部会長

はい、わかりました。

では、10 時 15 分から始めます。

事務局は、控室について説明してください。

○足立室長

個別協議に当たりまして、待機・検討していただく部屋を、4 階のテレビ会議室と 5 階の労働基準部長室をご用意しております。

本日は、労働者側委員は 4 階のテレビ会議室を、使用者側委員は 5 F の労働基準部長室をご使用願います。なお、公益側との個別協議は、この会議室を使用いたし

ます。

私と田原がご案内します。

○松田部会長

では、ここから休会といたします。

みなさま、控室にご移動をお願いいたします。

【専門部会休会】

〔労使各側に分かれての個別協議〕

【専門部会再開】

○松田部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側は、「労働協約ケース」の申出で、労使交渉の補完として位置付けておられ、バリューチェーンを前提に賃上げを図りたいという主張でありました。

使用者側は、物価の変動状況を参考に長期的な生産等、経営状況に基づいた主張でありました。

残念ながら本日は金額的な合意には至りませんでした。

次回の第2回専門部会においては、労・使双方が、更に歩み寄っていただき、全会一致による金額決定を目指して、労・使ともご協力をお願いしたいと思います。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしくお願いします。

その他、各委員から何かありましたらお願いします。

○全委員

〔意見等上がらず〕

○松田部会長

事務局から何かございますか。

○足立室長

次回の第2回専門部会は、10月6日（月）午前9時30分から、労働局の6階会議室で開催いたします。

お忙しいところ申し訳ございませんが、ご出席、よろしくお願いします。

○松田部会長

それでは、第1回 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会はこれで終了します。

お疲れ様でした。